

教 第 871 号
平成24年3月30日

本庁各課（室）長
各地方機関の長
各地域事務所長
各教育機関の長

） 殿

教 育 長
（公印省略）

教職員に対する懲戒処分原案の基準について（通知）

このことについて、教職員が行った非違行為に対し、別添のとおり新たに「教職員に対する懲戒処分原案の基準」（以下「基準」という。）を制定するとともに、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行われる懲戒処分から適用することとしましたので、承知願います。

つきましては、貴所属に在籍するすべての職員に対し、別添基準を配布するなどして周知を図るとともに、当該基準の制定趣旨を十分踏まえた上、改めて服務規律の確保について指導徹底願います。

なお、各教育事務所長及び各地域事務所長におかれては、当該基準の制定について、所管する各市町村教育委員会教育長あて通知願います。

記

1 基準の制定趣旨

この基準は、違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）の代表的な事例を選び、教職員が非違行為を行った場合における教育委員会に提出する懲戒処分原案の標準的な量定を掲げたものであり、教育委員会による厳正な懲戒処分が行われること及び教職員各自に公務員としての自覚と責任を強く促し非違行為の発生抑止及び未然防止に資することを目的として制定したものである。

2 用語の定義に係る留意事項

基準第2 - 4（飲酒運転・交通事故関係）

- イ 「飲酒運転」とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。
- ロ 「自動車等」とは、自動車及び原動機付自転車をいう。

基準第 2 - 5 (ハラスメント関係)

イ 「悪質なセクシュアル・ハラスメント等」とは、わいせつ行為(刑法, 軽犯罪法, 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例, 青少年健全育成条例等に触れるおそれのある行為をいい, 刑事事件として有罪になることは必要でないものとする。)や不必要な身体的接触を伴ったセクシュアル・ハラスメント等をいう。

ロ 「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手方を不快にさせる性的な言動をいう。

ハ 「パワー・ハラスメント」とは、職務上の権限, 地位, 知識, 技能, 人間関係等における優位な立場を背景に, 職務遂行上適正な範囲を逸脱して, 継続的に職員又は職務上かかわる者の人格・尊厳を傷付け, 若しくは勤務環境を害することにより, 職員又は職務上かかわる者に対し精神的・身体的苦痛を与える言動をいう。

なお, 上司から部下に行われるものだけでなく, 先輩・後輩間や同僚間, さらに部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれるが, 児童生徒を対象としたものは除く。

3 その他

「飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準」(平成 12 年 4 月 1 日施行)及び「セクシュアル・ハラスメント等を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準」(平成 17 年 3 月 1 日施行)は, 廃止する。

担当：教職員課サービス制度班

電話：022 - 211 - 3636